

医療機器共同利用契約書

委託者_____（以下「甲」という）と受託者 医療法人財団 康生会 たけだ膠原病リウマチクリニック（以下「乙」という）とは、次のとおり医療機器の共同利用契約を締結する。

第1条（目的）

地域の医療機関との連携を図り医療機器を共同利用することで、地域におけるニーズに対応することを目的とする。

第2条（概要）

1. 甲は、検査の実施について乙に所定の依頼書にて委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 甲は、検査の実施にあたり検査日時の予約を取り、患者に説明を行う。
3. 乙は、やむを得ない事情のある場合を除き、受託した検査を実施し、レポート等により速やかに甲に検査結果を提供する。
4. 甲は、提供された検査結果を診断の補助として用いて、患者へ結果説明を行う。

第3条（対象検査）

この契約書で利用できる検査機器、検査方法は次のとおりとする。

検査機器	骨密度測定装置（DEXA 法）
検査方法	DEXA 法による腰椎と大腿骨同時撮影

第6条（利用料）

検査利用料については、診療報酬で定められた金額×0.8+税 とする。

金額	3, 9 6 0 円/件（税込）
明細	骨塩定量検査（DEXA 法による腰椎撮影）360 点 大腿骨同時撮影加算 90 点 （令和 7 年 8 月 1 日現在）

第7条（利用料の支払い）

乙は前条により算定した利用料を月締めに請求し、甲は翌月末日までに乙の指定する口座に振り込むものとする。但し、甲が行うレセプト請求が減額査定された場合においても、利用料の減額は行わないものとする。

第8条（契約期間）

この契約期間は、 年 月 日～ 年 月 日までとする。
ただし、甲または乙から契約終了の申し出がない場合は、本契約は1年間延長される
ものとし、以後同様とする。

第9条（個人情報）

乙は、本契約に基づいて検査を実施するために知り得た患者の個人情報について、検査目的以外に使用しないものとする。

第 10 条（協議事項）

この契約について疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、その都度甲・乙協議のうえ解決するものとする。

甲および乙は、この契約を証するため本契約書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保持するものとする。

年 月 日

(甲) 住所

医療機関名

代表者氏名 印

(乙) 京都市下京区木津屋橋通新町西入東塩小路町 606-3-2
三旺京都駅前ビル 1 階
医療法人財団 康生会
ただけだ膠原病リウマチクリニック
理事長 武田 隆司 (印)